

第7回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年2月6日(木) 午後1時30分～2時30分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀 野澤今朝幸 神宮司正人

欠席委員 海野利比古

オブザーバー 前島敏彦議長

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

傍聴人 報道関係者4人

議事

①証人喚問の議決について

②その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○上野副委員長(上野稔君)

どうも皆さん、ご苦労さまです。

今、委員の中で1人が欠席ということで、一昨日はすごく雪が降って、先ほど委員長に聞いたら、芦川は10センチ降ったなんて、私は平地ですから、1センチも積もらなくて、すごく差があるなという感じがしたんですが、暖かい日、寒い日と、非常にここ厳しい部分がありますので、ぜひ皆さん、風邪など引かないように、体調管理を注意していただきたいと思います。

それでは今日、第7回になります。調査特別委員会をこれから開会いたします。

よろしくをお願いします。

○鈴木議会事務局長

続きまして、委員長あいさつ、野澤委員長をお願いします。

○委員長(野澤今朝幸君)

10センチの雪の中からやってきました、委員長の野澤ですが、午前中、公共施設白書の勉強会ということで、また午後ということで、本当に定例会を控える中で皆さん、それぞれ忙しいかと思いますが、100条も議会の活動として、我々も一任を受けている以上、非常に重要な委員会ですので、またご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

まず確認ですが、本委員会は原則公開ということですが、公開に異議はありませんね。

(「異議なし」の声あり)

そういうことですので、傍聴の方々もおりますので、本委員会傍聴の申請があり、これを許可したことを、まず報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いします。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条第2項ならびに委員会傍聴規定第9条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

では、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日の議事は皆さんの手元にあるように、こちらで用意したものは、証人喚問の議決についてということです。

その他も時間をとってありますので、また何かありましたら、その他のところでご発言をお願いします。

まず、第1、証人喚問の議決について、これについてのご意見を求めます。

渡辺委員。

○渡辺委員

前に議論されたこと、あいまいな点があったわけですが、私はそういうふうに思いますが、証人喚問、あるいは参考人として来ていただくということに関して、参考人については、費用弁償があるのかなのかという話がございます、もしかしたら該当しないという考えもあったわけですが、ただ、私も調べてみましたら、証人等の費用弁償に関する条例において、特別委員会、非公式な会議はともかくとして、特別委員会に参考人として来ていただいた方については、費用弁償もできるということになっておりまして、そういう点でこの前の議論の中では、参考人とした場合、費用弁償もちゃんと、もしかしたら出せないかもしれないという配慮もあったかもしれないんですね。

そういう点もございましたが、その点もできるということでありまして、それからもう1つ、やはり関係人を証人として呼ぶことができるということなんですが、関係人をどの範囲で関係人とするかと。

この設計業者は市の委託を受けて設計を行って、そして引き渡す。もちろん、その後のいろいろな相談には応じていただけるということですが、基本的にはそういう点では、すでに市のほうに渡されているものでありまして、その点について、今回の調査とはワンステップ離れた立場ということになるわけです。

だから、どこまで関係人というのかという点で、私は無限には申しませんが、今の100条の目的から距離を置いた、この設計業者を証人として喚問すると。

また、宣誓して話していただくということについては、問題があるかと。

もし必要ならば、参考人で十分ではないのか。そして、来ていただいて、しっかりいろいろご説明していただいたり、教えていただいたりということがよろしいのではないかという考えでございます。

ということで、証人喚問に関しては、私は反対でございます。

以上です。

○野澤委員長

ありがとうございました。

今、渡辺委員からは証人喚問の証人という形ではなく、参考人でいいのではないかと、2つほど理由が挙げられまして、費用弁償の件、そしてあと関係人というところからすると、ちょっと距離があるのではないかという理由で、参考人でいいのではないかと。

はい、小林委員。

○小林委員

前回の準備会の中で、すでにその議論は出尽くした中で、今回、100条の喚問ということで、それは決定しているんじゃないですか、委員長。

○野澤委員長

それは準備会での話ということで、基本的にはここで双方の意見を聞いてということで、今の意見は結構だと思います。

だから賛成は賛成の意見を言って。あのときも多数決を取るような話ではないから、双方の立場があったら、賛成の意見をどうぞ。

○小林委員

では、設計は平成23年の何月でしたか。落札金額が8,500万円ぐらいですか、の中で今回のこの浄水場に関しての土木建築、機械から、配水場から、全部の部分を設計した一番の出発です。

その部分で今も現場の監理、業者等には現場に、終了するまでは携わっている、現場を熟知した、当然、設計もしてますからね。そういう部分ですから、話を聞くという部分で私は当然これは100条でお願いしてという部分の形を思っています。

だから、すでに設計をもう受け取っている部分だから、参考人としてという部分は、私ちょっと違うかなと思っています。

○野澤委員長

今、現実に設計監理ということで、金額も非常に大きな金額ということも、小林さんが・・・。

そんな意味で、参考人ではなく、しっかり証人という形という意見です。

ほかにありますか。

志村委員。

○志村委員

対象となる業者さんに今日、一緒に資料を用意していただいているので、こちらの説明もお聞きしたらいかがかなと思いますが。

この業者さんのほうに事務局のほうから連絡を取っていただいて、用意していただく。

○野澤委員長

この資料についてね。

では、一応、皆さんご存じのように、準備会ではもちろん最終的には、ここで議決をしなければならぬから、事前に証人喚問という形ですね。そのときは参考人ではなく、証人喚問ということが一番、ここの権威的な強制力もあるもので、そういう場合に対応できるかどうかということで、一応、事務局で問い合わせがありますので、ではちょっとそのへんのことをお話ししていただけたらと。

○西海事務局員

それでは今、お話がありましたので、お手元の資料の内容について、若干説明をさせていただきます。

前回の準備会でも話をさせていただきましたが、事前に設計業者と話をしまして、今回の証人喚問について、ご協力をいただけるという、内々には承諾は受けていたんですが、もろもろの詳細について、できれば文書でご回答をいただきたいということで、お願いをしましたところ、昨日、回答がありました。

内容につきましては、まず工事入札に関わる協力についてという下の部分ですが、前文です

が、今回の業者につきましては、弊社として最大限にご協力させていただきたく所存でありますということで、できることは協力をさせていただきますということで返事をいただきました。

細かい内容につきましては、証人喚問を行う場合については、まず甲府の営業所の所長代理さん、それから技術屋として本社から技術第一部部長さん、直接的に関わった方なのですが、この2人を予定しているということで、返答をいただいております。

それから日程につきましては、3日ばかり日程を提示させていただいたわけですが、その中で2月24日の午後1時30分からが望ましいということで、返事をいただいております。

関係するものについては、以上の内容でございまして、先ほど言いましたように、できるだけ協力をさせていただきたいので、よろしく願いますということで、返事をいただいております。

以上でございます。

○委員長（野澤今朝幸君）

ありがとうございました。

という向こうの設計業者の意向等です。

○志村委員

資料も出していただいて、協力のご快諾をいただいているということのようなので、このご好意を受け止めて進めていければいいのではないかとということが1点と、それからそうはいつでも、もちろん公開・非公開を含めて、また協議されることになろうかと思いますが、個々で出されている中で、業者さんのほうで用意していただいた名簿に、住所とかが入っているので、これはちょっと公開するのはいかがかなと。名簿としてですね。

当然、当日、宣誓等もあると思いますが、議事録を公開していくときには、そういったところは黒塗りになると思いますので、今日いただいている名簿についても、お名前はともかく、それ以外の部分については、お名前とか役職名についてはともかく、それ以外の部分については、収めていただいたほうがいいのではないかなと思いますので、再度検討をお願いします。

○野澤委員長

賛成というご意見で、今のご意見は向こうもこういうことは決めてから聞けばいいということもありますが、そんなことをやっていたら、とても進まないの、前回、一応、証人喚問に来てもらえるかどうかということで、そういうことでしたので、向こうのほうで承諾してくれる、快諾してもらおう中で証人喚問でよろしいというご意見だったと思います。

ほかに何かありますか。

○小林委員

今、住所も番地も全部入っているから、これは要するに個人情報の部分でということですね。だから、私もそうと思いますが、この部分で、すぐに回収してコピーし直して、これを抜いて。こういうところまでの部分は提示しないほうがいい、この委員会の中でも。

○野澤委員長

そのあと、その話もしようかと思いますが、とりあえず証人喚問、いいかどうかということで、ほかにご意見ないですか。

○中川委員

この準備会の中でも確認して、私も賛成という形で。

事前に内諾をいただくという中で、協力するという方向性がうかがえるということ。

ここで、また反対、もしくは勘弁してくれという話であれば、またそれは検討の余地もありますが、こちらの趣旨に賛同していただけるという中で進めていくのであれば、それに則った形で正式にやっていくことがよろしいのではないかなと思います。

○野澤委員長

内諾を得ているので、証人喚問と。

他に。

○渡辺委員

言葉の細かいことですみませんが、100条で扱うほうがいいのか、正式にという言葉が出ているんですが、100条の特別委員会で正式に扱うんですから、参考人になろうか、証人であろうか、これは正式です。

ちょっと言葉のあれで、この間、ずいぶんとあいまいにされていたから、ちょっとそこは正確に使ってほしいなど。

○野澤委員長

いまのご趣旨、分かりました。別に参考人だから、100条にそぐわないとか、そぐうとかという議論はなしということで。ただ、ご存じのように、証人と参考人は虚偽の発言等をする
と罰則規定もあり、非常に思い意味を持っているということで、証人だから、こちらのほうでも軽く見るということはないわけで、そういう意識があつたら、我々の委員会はちょっといろいろな判断を誤るのでというご意見だと思います。

ほかに。

北嶋委員。

○北嶋委員

日にちも向こうからの回答があつたということですが、今も最初から議論がありましたように、証人喚問にするか参考人にするかということですが、前回も私の考えとしては、今、渡辺さんからもお話がありましたように、やはり幅広く設計業者からお話をいただくためには、参考人のほうがふさわしいかなということで、向こうもそのつもりで答えてくれればいいんですが、もし例えば宣誓をしてということになると、こちらからの質問に対して、それに対して、はい、そうです、いいえ、違いますということ、言葉足らずになるのではないかなということ。

それと、あとあまり失言をしてもいけないということもあつて、慎重な発言になるということも考えられますので、やはり長い期間の、設計のところの方ですから、当時を思い出したりしながら、たぶん答えられると思うんです、こちらの質問に対して。

ですから、そういう意味で多少、違ったかなということもあるでしょうし、しますから、そういう意味で、ましてや設計業者さんですから、参考人という形で。

○野澤委員長

証人ではなく、参考人という意見ですね。

幅広く聞く、あるいは十分にという言い方、適切かどうか分かりませんが、幅広く聞くためということでの、参考人のほうがよいと。

○神宮司委員

前回の準備委員会のときにもお話をさせていただいたんですけども、こうやって気持ちよく業者の方が出ますよ、発言させていただきますよというふうな、協力なりをしてくれる気持ちが

あるわけですから、あのときも話をしたんですけれども私は参考人でいいと思っています。それでないと、宣誓させるとかそういうことは民間人、あるいはそういう民間企業の方たちに対して失礼だなと思います。

○野澤委員長

気持ちよく出ていただけるので、別にその面での証人ということでも参考人で十分ではないかと。

この議論は、準備会でもそれぞれの議論を聞きました。同じような議論の繰り返しだったと思います。でもちゃんとした議事録とかが残るのは、この会議ですから。

これはもうそれぞれの考え方、多少の価値観もあったり、百条での位置づけもあったり、証人喚問と自分で規定の仕方みたいな、この議論は、皆さんの考え方をしっかり述べていただきましたので、ここで多数決をとります。

今日は海野委員がいないので。

○中川委員

1点だけ確認したいんですが、先ほど渡辺委員がおっしゃられた費用弁償の件は参考人でも出るということで間違いないですか。確認をお願いします。

○委員長（野澤今朝幸君）

はい。

○鈴木議会事務局長

委員会として来ていただく、委員会の中で来ていただくということであれば参考人であっても費用弁償は出せます。この前の話は、準備会の中で呼ぶであればという話をさせていただいたと思いますので、準備会の中で呼ぶのであれば、それはあくまでも、費用弁償という形はできませんというように解釈しています。

○野澤委員長

はい、お願いします。

○上野副委員長

基本的にこの前の準備会で言ったとおりで、私は証人喚問でいいのかなと思います。ましてや、その設計会社のほうでも、その証人喚問はいかがですかと言ったら気持ちよく了解してもらったということで、そんなにこだわることではないし、やっぱりその御坂に関わる部分の本当に基本中の基本はこの人たちに聞かないと、ポリシーというかそういうものを聞かなければ全体も見えてこないのかなと思いますので、私はぜひ証人喚問してもらえばいいのかなというふうに思います。

○野澤委員長

ということで皆さんの意見をいただきましたので、4対3ということで、挙手で確認しますか・・・では、証人喚問のほうがいという方は挙手をお願いします。

（ 挙 手 多 数 ）

4対3ということで、証人喚問ということでいきたいと思います。

ひとつそれで出頭を求める者ということで、こちらのほうで、皆さんに資料がありますけれども、先ほどの取り扱いで役職と氏名だけにいたします。ここでの発表は。

まず議決事項の1番目ですけれども、出頭を求める者の氏名。よろしいですか。株式会社日本水道設計社甲府営業所、所長代理 駒井祥司さん。1人目ですね。2人、協力してくれるそ

うです。2人目は同じく株式会社日本水道設計社本社、技術1部長 小笠原邦夫さんです。

続きまして、証言を求める事項。御坂町浄水場配水池建設に関わる設計業務委託に関してということでよろしいかと思えます。もちろんこの間、準備会等でお話した件はまた皆さんに確認する中で当日に備えたいと思えます。もう一度、復唱しますけれども、御坂町、ここで「町」が入るのが正式です。御坂町浄水場配水池建設に関わる設計業務委託に関してということで、出頭すべき日時と場所。日時、平成26年2月24日、午後1時半。月曜日になります。

出頭すべき場所ですけれども笛吹市役所、八代庁舎、第2会議室になります。

よろしいでしょうか。

議決事項は以上ですけれども、今の証人喚問の議決について、この喚問について何かまずありましたら。

はい。

○渡辺委員

これはあれでしたか、公開か非公開かというのは決めてあるんですか。

○委員長（野澤今朝幸君）

原則公開ですので、それでこのあと準備会のほうで、もしその原則公開に皆さんの異議があったり、向こうの意向もありますので、このあとの準備会等で、それはもし議論になればしていきたいと思えますけれども、原則公開ということですので、この場では不可かと思えます。議題にあげるまでもないことというふうに。

他に。はい。

○志村委員

今、証人喚問の議決事項を確認して、この業者さんに関してはこれでよいということで、それ以外の部分での発言も大丈夫ですか。まだ、こっちですか。

○野澤委員長

業者に対する喚問に関わることでは結構ですけれども、それ以外でしたらまた大きいその他のほうで。

では、よろしいですか。

証人喚問の議決については、以上で終わります。

続いて、その他ということでお願いします。

○志村

証人喚問の議決を検討した際に、議決というか証人喚問について前に検討した際に業者さんに一応、内々に確認をとっていただいて、日程等のご都合もお聞きして、それでよければ本日、議決というふうな流れだったかと思えますけれども、そのときにもし業者さんのほうからそういう返事が得られたら、前副市長の証人喚問についても、そのときに検討なり議決なりをして、できれば同日に時間をずらしてやってはどうかというふうな、たしか話もしてきたかと思うので、その点についてお願いします。

○野澤委員長

そういう、今、志村委員が言ったとおりですけども、最終的に向こうから文書が来たのは「ノー」ということで、先ほど副委員長と議長も交える中で、24日ですので日があるので、早速これが決まりましたので、私のほうで、委員長のほうで副市長に24日の午後、OKですかどうかということで問い合わせたOKでしたら、すみませんけどももう1回、この議決を副市長の証

人喚問の議決を、日がありますのでそんな段取りで出してありますので。

○志村委員

お願いします。

○野澤委員長

いいでしょうか。他に。

はい。

○小林委員

先般、市長の手紙の部分はその結論を、どういう市の対応なのか。そこをちょっと聞きたいんですけども、あれは・・・。

○野澤委員長

ちょっとすみません。暫時休憩します。

(休 憩)

○野澤委員長

再開します。

はい、どうぞ。

○小林委員

市長への手紙の文書について、準備会の折に正副委員長で市のほうへ、市長への手紙の提出について行っただと。その経過について、ちょっと。

○野澤委員長

実はそのへんはさっき、準備会のほうでやろうかなと思いましたがけれども、今そういう質問ですので報告します。

あのあと副委員長と私で、その手紙の所在も確認する中、あるいは内容についても分かる範囲ということで、総務部長でありました山下部長のところに行きました。当時、総務部長です。話の内容は総務部長と公営企業部長、そしてこちらの管財のほうで雨宮課長と菊島リーダー、それに市長と副市長この6人で、山下部長のほうがそのコピーをしてみんなに配布して、そこで議論した。その場でその文書は回収したということで、参加した人たちはその文書に関しては持っていないということです。

そして山下部長のうろ覚えだと回収して、自分のものの契約関係か何かの中に挟んだような覚えもあると。そこは不確かです。それを引き渡して今の総務部長、荻原部長のほうと一緒に渡してあると。入っているとしたらと。荻原部長のほうにも行って、その場で見ていただいたけれども、それらしい文書は見当たらないということで、今のところでのその文書の所在は今のところ不明です。内容に関しては機械設備の、そちらの入札に関することが主だったということです。結果的にこれを2つに分けたんですよね、取り止めをして。その文書の内容も、この1本で出した入札はそういうことにしたほうがいいんではないかというような内容だった。これがすべてではなくて。だから、その文書も2つに分ける要因になったかなと。そんなような意見を言われる職員もいました。大体そんなところですけど、副委員長のほうで何か。

○上野副委員長

広聴広報課のほうにもそれはないと。

○委員長（野澤今朝幸君）

はい。

○小林委員

当時の山下総務部長のときの話で、4月から荻原部長に代わったんだけど、山下部長は何かの引き渡しのときに何かのところへ挟んだような、挟まないようなそういう気がするという、そういう話ですか。

○野澤委員長

そういう表現です。

○小林委員

はっきりしていないけども、荻原部長に引き渡しをしたような気もするという、こういうことですね。それで荻原部長のところには何も一切ないと。

○野澤委員長

調べて、その場ですぐ。

○上野副委員長

引き継ぎの書類の中には入っていなかったということです。そういうものが。

○野澤委員長

はい。

○小林委員

委員長、今、部長の聞き取りの中で、要するに契約変更に関わって、これ当時18億6千万円を分離発注したんですね。取り下げして。それに関わる文書だと今、言いましたよね。機械の。

○野澤委員長

そちらに関わる関係の内容だったと。

○小林委員

分離をした、その要因に関わる文書ではないかというふうな、聞き取りの中ではそういう話ということですね。ということで、その文書は先般の百条のときに山下部長、それから総務部長の話の中で協議したという部分で、ここでも言っているんですけども、これだけの市長、副市長、それから部長、課長が集まった中で協議した部分は公文書として、これをどこか保管していなければならないものだと私は思うんですけどもね。公文書として。

○野澤委員長

ならないわけではないかという発言ですけれども、ただ、この回収したことは確かなんですよ。誰かれ聞いても。そこで配って回収したと。だから、その回収したあと残されていればともかく、公文書であるかないかは、その扱いが不適切であったということは、今からそれは議論することかもしれないけれど、とりあえず文書の所在についてはそういう扱い、要するに回収してしまったから、そのあとはその回収した山下部長のところの書類の関係であれば、あるだろうということで、それを見ていただいたけれどもないと。扱いに関しての不適切さというのはあるかもしれませんが、それはちょっと置いて、今そこを言っても埒が明かないので。

○小林委員

ないものは仕方ないという部分の話なんだけど、けども私はこれがなければおかしい部

分だと思っていますけどもね。協議した部分で、さっきも委員長が言われたように聞き取りの中で、要するに18億6千万円の機械、電気設備の入札が取り下げになった、2つに分けた、分離分割した要因ではないかというような、委員長の今の話の中でね。こういった部分をなぜ、今、所在が分からないのかという部分は私も不思議に思いますよ。

○野澤委員長

はい。

○渡辺委員

この前、委員長、副委員長で行って調べてもらうというのは、1つは内容とあとどういう文書だったかという話があったんじゃないかと思うんですけども、要するに私もはっきり分からないんだけど、メモ書きなのか手紙なのか、それから公式な市長宛ての文書なのか。そしてその扱いとしては結局公文書として扱ったのか、名前もないし、どうということはない文書だといった扱いになったのか、そのへんも聞いてほしかったんですけどね、そんな意味も込めて。

○野澤委員長

扱いとしては公文書扱いをしなかったということですよ、これは明らかに。公文書とすれば破棄するはずもないし、破棄とかちゃんと、個人で適当に保管するという話でなくなるから。そういう取り扱いであったことは確かです。これはそうですね。

○上野副委員長

基本的には、市長のところへ直にきたみたいです。それで勤めに出てきて、そのときの総務部長にこんなものが来ているから協議してくれとあって、みんなが集まってというのが基本的な流れで、さっきも言ったようにそれをもとに、その手紙どおりの入札の流れになったというのが事実のようです。

ただ、それを公文書扱いにしたかどうかは、ただみんなが、小林委員が言うのはみんなが、部長、担当課の課長、リーダーが集まって、それだけ議論したものを公文書扱いにしないのはおかしいとそういうことだと思っただけでも、そのへんはだから、今度はそれ以上、疑惑を晴らすんだったら百条で徹底的に。この間は任意だから、私と委員長は。この百条で正式に申し込みをするんだったら、またそういうやり方もあるだろうし。

○野澤委員長

はい。

○志村委員

ちょっと2つあるんですけども、1つ目はこれは正副委員長、確認に行っていたいてありがとうございましたけども、その手紙がいつ来たというところはお聞きしていますか。いつだったか。

○野澤委員長

これはたぶん聞いても、市長にたぶん聞かないと。ただみんなの前に表われたのが、表われたというかコピーして出したのが、もちろんこの間の3日の次の日・・・。

○上野副委員長

取り止めは15日だから、その前なのかな。

○野澤委員長

3月5日とかという・・・それは確認しますけども。

○志村委員

分かりました。先ほどの委員長の説明で、その手紙も分割の要因になったのではないかと
いうふうなことがあったので。

○野澤委員長

それは向こうが言ったことで。

○志村委員

向こうが言ったことですけども、ということは取り止めよりも前に届いているということだ
と思うので、それがいつなのかということと、今、直接、市長のところに来たのではないかと
いう話だったので、宛名は市長宛てだったということだと思うんですね。直接、市長からそう
いうふうに。

○上野委員

そういう細かいことは聞いていません。

○志村委員

聞いていないけども、今の説明を聞くとそういうことというふうに。

○上野副委員長

市長がとにかく持ってきたと。だからそれは市役所に来たのか、自分の家に来たのは、それ
は分からないけども。

○志村委員

それは分からないにしても、そうすると市長のところに来た手紙だとすると、それを部長が
間違って破棄とかいうことは、ちょっと組織として考えにくいと思うので、やはりこれはそう
いうものがどこかに保管されているか、置いてあるというように考えたほうが素直かなと思う
んですけれど、ということになれば、やはりその資料請求とか、きちんとお願いして探し
ていただいて、分からないとかいうのって、ちょっと部長のお答えとしてはどうなのかなとい
うところもあるので、そこはちょっとお願いしたらどうかなと思いますけれども。

○上野副委員長

そういう流れの中で、ある部長さんが公営企業部長かな、市長の手紙ということになると答
えられないとか、そういう話はなかったという、そのようなニュアンスの話ではなかったか。

その入札の関係という部分で、だから非公式な部分だから、そういう部分を話せるけれども、
公式な市長の手紙、だから最初の証人喚問のときに、山下当時の部長が公式になるものと、非
公式の分があるというそういう直に市長のところに来れば、そういう部分があるというよう
な話をしましたね。だから下のほうの部分の取り扱いというのを、そのへんは残っていないとい
うことは、ただ山下部長はこういう重要な問題だから、そんな粗末に扱った覚えはないけれ
ども、記憶ははっきりしない。

○志村委員

それが指針であったとしても、市長という立場の人が、部長に協議してくれとあって、コピー
をして、また回収したということまでやっているということは、やはりそこにそういう内容も
あったのではないかとということなんですよね。それがどういう影響があったかということ
を、もし関係するとすれば、そういうものを、今場所がどこにあるか分からないとか、もしか
したら間違えてシュレッダーにかけてしまったというようなことは、部長としてできないと思
うんです。組織の人として、だからそうでない限りはあるはずだから、資料請求をしてほしい
です。お願いします。

○野澤委員長

ちょっと言葉の使い方であれわれも指摘をされたんだけど、市長への手紙というと、公文書と誤解されるから、今言っている案件のあるであろう、またはないかもしれないけれど、この文書ね、市長が多分市長の家に直接送られてきたものだというように、そのときに私は思って、よく聞かないと分からないんですけども、匿名できているということですので、そしてその呼び方をどうしたらいいか分からないけれども、市長への手紙というと、普通のこれこそ公文書になる。そのまま公文書になってしまうから。

市長へ来た手紙というか、市長宛の文書くらいにしておいてください。匿名での文書。

○上野副委員長

資料請求を委員会としてやるということだね。

○野澤委員長

正式に。

それはいいでしょうか。

(はい)

ないならないの、一連のそのへんの経緯をしっかりと、時間的な経緯も、今度は結果で、証人喚問なり、参考人招致なりを考えていく。

今、市長への匿名文書、これについてはよろしいですか。

このような扱いで。

中川委員。

○中川委員

先ほど委員長のお話の中で、山下部長のお話として、そこに居合わせたであろう人の名前が出ましたけれども、それはその方たちにも確認はしたということですか。

○上野副委員長

全員にはしていない。

○中川委員

山下部長と、荻原部長と。

○上野副委員長

管財課長は来た。

○中川委員

管財課長も。

○野澤委員長

管財課長にも確認をして、文書は持っていない。

○上野副委員長

秘書課の担当にも聞いた。ないという。

○野澤委員長

ないということで。

○中川委員

そこに集まって、打ち合わせをしたということも確認したんですか。

○野澤委員長

したということが。

○中川委員

市長から渡された打ち合わせをしたと言われたと思いますけれども、先ほどの話の中ですね。

○野澤委員長

その文書をみんな手にしながら。

○中川委員

みんなで手にして、その後回収したというところは、山下部長が言われたのかもしれないんですが、そこに、その場に居合わせて、そういうものを見たということは、皆さん同様に。

○野澤委員長

同様にこれは確認。

○上野副委員長

全員にはまだ確認はしていないけれどね。まだ当時の部長と、課長には。

○中川委員

複数の方は同じものを見たということですね。

○野澤委員長

少なくとも2人の部長と、雨宮課長は確認できてます。それはね。

○中川委員

存在するというだけでいいんですね。

○野澤委員長

したという。今は存在する。

○小林委員

しなければうそということですね。

○中川委員

分かりました。

○野澤委員長

他に。

○渡辺委員

もう1回確認をするんだけど、それで山下部長たちは、その文書をどのように判断をして、どういう扱いにしたかというお話しは聞いたわけですか。

○野澤委員長

判断をして、文書のそのあとの取り扱い。

○渡辺委員

文書の書かれていることで、要するに市長としてみれば、こんなものが来たけれどどうしようかなとってやったわけでしょう。それに対して、みんなでどうようにこれを受け止めるか、あるいは扱うかというので協議が当然集まったと思うんです。

だからそのことは、それはどういう文書として、匿名であるんだけど、どうように受け止めるかということと、そしてそれをどう扱うかなと、こんな名前もないんだからいいやというようにしたのか、それとも重要な中身だというようにしたのか、まあ端的に言えばね。そのへんは聞いてこないんですか。

○上野副委員長

そのへんは、はっきりはあまり記憶がないような話をしているんだけど、大体その書面

に書かれたような流れになったという、結果的には。そういう言い方をして。

○野澤委員長

記憶が曖昧だということはみんな言っています。

ただ、内容どおりの結果にはなったから、その文書がそういう今回の取り止めの、2つに分ける要因の1つになったかなという言い方です。それは確定も何もできる話ではないけれども、結果論としてそういうようにも見える。

多分そこは、みんなにもう一度、それはそこに立ち会った協議をした人たちに聞かないと分からない部分だけれど、全体でしっかり議論というよりも、こういう文書が来て、こういう形では、今までの形ではまずいからいいやくらいの感じのようなところも、私は受けたんだけど、誰が主導してそのへんを話をそうもっていったから分からないけれども。

○渡辺委員

百条でそこを追求するにしてみても、ある程度のあれははっきり感触を持ちながら、それを要するにもっともだということ参考にしてしようというようになったのか、それともそれは中身は中身で、こういう文書だからこれは取るに足らないと、匿名だからいいやという扱いになったのか、いずれにしたって扱いを決めるためには、わざわざ集まったんだろうし。

○野澤委員長

そのへんは参考人でもいいけれども、ちゃんとしたところで話を聞かないと、この間、座っていたから立ち話ではないけれども、気分的には立ち話でしょう、周りにも人がいたりとか、そのようなところで話をしているわけだから、ちょっと時間的にも。

○上野副委員長

多分、私と2人は、手紙の存在があったか協議したかくらいの確認くらいのつもりでしか行かないから、もっと中身をやるんだったら、この場に出てきてもらって、やってもいい問題だと思う。

○野澤委員長

内容が要するに匿名の文書がないということがきつと事前に分かっていたらもっと聞き方も、私たちもあったと思うけれども、あるかないかでとりあえずいった部分があるので。

○上野副委員長

委員長、副委員長が行って来いくらいの話だったから。

○志村委員

さっきの繰り返しになってしまうかもしれないけれど、結果、そこに書かれていた内容のとおりになったので、そういう要因になったのではないかというようなお話だったので、だから多分きつと協議をしたものを、何らかの参考にして、結局取り止めとかというような流れになったのではないかと、今の流れだとそのように感じがするので、そういう意味でも資料をとって出していただけるようお願いをして、必要であれば再度、関係の協議をした方にお聞きをしてもらおう。

○上野副委員長

そうですね、資料請求というか、経過報告みたいなその流れを細かく、誰が担当になるか分からないけれど、請求するということですね。

○野澤委員長

その資料と、できたらその資料を取り巻く一連の経過を、分かる範囲で。

○上野副委員長

だけど証人喚問になれば、記憶にございませんとするかも分からないし、それは。

○志村委員

とりあえず資料を探していただくという。

○野澤委員長

そのへんはよろしいですね。

(はい)

あとはどうですか。話し合って。

○上野副委員長

今日はこれで、その他は何か、みんなに私が言い過ぎてはいけないけれども。

○野澤委員長

今、その他を聞いています。

その他で市長への匿名の文書の問題をどうやるか。

○渡辺委員

ではもう少しそのへんを詰めて、速やかに進めるための手立てを取る必要があるかと、資料請求と同時に、場合によってはない場合だってありうるわけですし、ですから今言ったようなことで、どのように受け止めて、要するに市長のあれからすれば、みんなに協議してくれって、見てくれといったらという意味は、当然これはどういう文書として受け止めていいのかなという意味もあったろうし、その中身について大事なことが書かれてあるか、ないか判断をしてくれという中身もあったらろうし、そのへんをきちんと調べるために、参考人で、さっき言ったようにそういうのも、その手紙もあとの決定に多分働いたらろうというようなことであれば、考えを聞いてはいけないということであれば、証人喚問よりか参考人質問のほうが適切かなとか、あるいはまたこの委員派遣をして、そのへんをもうちょっと詰めて話を聞いてくるとか、そのへんを決めたほうがスムーズに進むんじゃないですか。

○上野副委員長

とりあえず、今回は最初の3日の取り止めを重点的にやっているんで、市長の手紙はそのあとの電気、機械の部分だから、そのときにまたその部分は、資料請求はいくらやってもかまわないけれども、ここでいろいろと、あっちへ行ったりこっちへ行ったりになってしまっ、焦点がブレてしまうから、また機械のときにそれは、資料請求は先にやっておいてもいいけれども、やったらいいかなと思います。

○野澤委員長

段取りとして、資料請求は相手のあることだけれども、時間的な拘束がないわけだから、それだけを取りあえずしておいて、例の取り止めに関わる3つの入札の工事入札のほうでということ、渡辺委員が言っていることも十分入れる中で、今後、できるだけ早くその文書がないということが分かった時点で、またそのへんもしっかり考えようと思います。

いいですか。

(はい)

本委員会を閉じようと思いますけれどよろしいでしょうか。

(はい)

どうもご苦労さまでした。